

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業実施要領

第1. 趣旨

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会(以下「協議会」という。)は、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知)に定める事業を実施するにあたり、事務の効率的な推進を図るため、その一部を委託する場合には、この要領に定めるところによる。

第2. 事業の実施

1. 事業の実施方針

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業は、協議会と受託者が連携し、肥料価格高騰による影響を緩和するとともに化学肥料の使用量の低減を推進するため実施するものとする。

2. 事業の内容

協議会が委託する業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 肥料価格高騰対策事業

- ① 事業の円滑な実施に向けた普及啓蒙活動
- ② 申請書類(取組計画承認申請書・振込口座・実績報告書・実施状況報告書)等の取りまとめ及び内容審査
- ③ 取組実施状況報告書に係る抽出調査

第3. 委託契約の締結

協議会は、事務を委託する場合には、事務実施能力を有する者に委託契約を誘引し、委託契約の締結を行うものとする。

第4. 委託事業の実施

受託者は、第3の委託契約書に従って委託事務を実施するものとする。

第5. その他

北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会事務委託事業実施要領に定めのない事項については、協議会は必要に応じ、受託者と協議して定めるものとする。